

# 改正労働基準法の周知等の状況

## 令和2年度山形労働局行政運営方針(抜粋)

### ② 自動車運送業、建設業における勤務環境の改善

- トラック運送事業については、「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」の周知等を行い、荷主等の取引先と運送事業者の双方が労働時間改善についても協力して取り組む機運を醸成する。

## 【これまでの取組状況】

### 1 説明会等の開催状況

(令和元年度)

- 荷主とトラック運送事業者を対象とした運転者の労働環境改善に向けた説明会を6月に県内3地区(山形、庄内、置賜)で開催。

◆荷主:74事業場、104名 運送業者:116事業場、145名参加

- 荷主とトラック運送業者のための運転者の労働時間短縮に向けたセミナーを開催(委託事業)。

◆荷主:22事業場、26名 運送業者:42事業場、50名参加

(令和2年度)

- 山形運輸支局の協力を得て、労働基準法の改正内容及び「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」等に係る説明会を開催(委託事業)。

10/22 村山地区(トラック協会) 24事業場、11/20 庄内地区(いろり火の里) 8事業場

### 2 トラック運送業者への指導等の状況(令和元年)

- 監督署による指導件数 60件

・主な違反:労働時間43.3% 割増賃金の支払28.3% 休日1.7%

・主な改善基準違反:最大拘束時間46.7% 休息期間35.0% 総拘束時間33.3%

- 訪問支援(※)状況 18件

※ 中小規模の事業場に対して、各監督署に配置した労働時間相談・支援班が、個別に訪問し法改正の内容等を丁寧に説明し理解を促進するもの。